

身体拘束廃止に関する指針

平成30年4月

社会福祉法人リバティ

1 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

(1)介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止している。

(2)緊急・止むを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体的拘束を行うことがある。

- ①切迫性 利用者本人又はその他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1)身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2)やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行う。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除できるように努力する。

(3)日常的ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のこと取り組む。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的・精神的自由を安易に妨げるような行為は行わない。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討する。
- ⑤ 「止むを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者が主体的な生活を送ることができるよう努める。

3 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会を設置する。

① 設置目的

施設内での身体拘束の廃止に向けて現状把握及び改善についての検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

身体拘束を実施した場合の適正性と適正化策の検討

身体拘束廃止に関する職員全体への指導

身体拘束適正化に関する書類の整備

② 身体拘束適正化

事例の集計と発生時の状況の分析、発生原因結果のとりまとめ

身体拘束適正化後の評価

③ 委員会の構成員

a 施設長

b 生活相談員

c 介護支援専門員

d 介護職員

e 看護職員

④ 委員会の開催

3ヵ月に1回開催する

必要なときは随時開催する

会議の結果については、全職員へ議事録にて周知徹底を図る

4 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

① カンファレンスの実施

緊急止むを得ない状況になった場合、身体拘束適正化委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要件のすべてを満たしているかどうかについて検討し確認する。要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討する。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行う。

② 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する。

③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・止むを得なかつた理由などを記録する。身体拘束の早期解決に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

④ 拘束の解除

上記の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、家族に報告する。

5 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチからチームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

施設長

- ① 身体拘束適正化委員会の総括責任者
- ② ケア現場における諸課題の総括責任

生活相談員・介護支援専門員

- ① 身体拘束廃止に向けた職員教育
- ② 医療機関や家族との連絡調整
- ③ 家族の意向に沿ったケアの確立
- ④ 施設のハード・ソフト面の改善
- ⑤ チームケアの確立
- ⑥ 記録の整備

介護職員

- ① 拘束がもたらす弊害を正確に認識する。
- ② 利用者の尊厳を理解する。
- ③ 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④ 利用者個々の心身の状態を把握し基本ケアに努める。
- ⑤ 利用者とのコミュニケーションを十分にとる。
- ⑥ 記録は正確かつ丁寧に記録する。

看護職員

- ① 医師との連携
- ② 施設における医療行為の範囲の整備
- ③ 重度化する利用者の状態観察
- ④ 記録の整備

6 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

- ① 年2回以上の定期的な教育・研修の実施
- ② 新人職員に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

7 指針の閲覧

当施設での身体拘束廃止に関する指針は、いつでも利用者及び家族が施設内にて自由に閲覧できるようにします。